

# 日本吃音・流暢性障害学会 会則

平成25年9月21日制定

平成27年8月29日改正

## 第1章：総則

(名称)

第1条 本会は、日本吃音・流暢性障害学会（Japan Society of Stuttering and Other Fluency Disorders）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学人間社会研究域学校教育系 特別支援教育専修に置く。

## 第2章：目的及び事業

(目的)

第3条 本会設置の目的は次の通りとする。

吃音およびその他の流暢性障害に関する研究を通じて、臨床の進歩・発展を図り、吃音・流暢性障害のある人々のQOLの向上を目指す。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 吃音およびその他の流暢性障害に関する学術集会の開催
- 2 吃音およびその他の流暢性障害の原因、要因、アセスメント、および臨床についての研究、調査、および知識の普及
- 3 国内外の吃音およびその他の流暢性障害関連団体相互の連携の促進
- 4 機関誌の発行
- 5 その他、前条の目的達成のために必要な事業

## 第3章：会員

(会員の種別)

第5条 本会は、正会員、学生会員、および賛助会員をもって組織する。

- 1 正会員は、本会の目的に賛同する個人とし、所定の手続きを経て本会に登録された者とする。

- 2 学生会員は、本会の目的に賛同する学生個人とし、所定の手続きを経て本会に登録された者とする。
- 3 賛助会員は、本会の目的に賛同する個人または団体とし、所定の手続きを経て本会に登録された者とする。

(会員の権限)

第6条

- 1 正会員は、学術集会および総会などに参加する資格を有し、機関誌その他の配付を受け、これに投稿することができる。
- 2 学生会員は、満18歳以上で大学、大学院、専修学校、各種学校等に在学し、学生証等によりその身分を証明できる者を指す。学術集会などに参加する資格を有し、機関誌その他の配付を受け、これに投稿することができる。学生会員は総会の決議に参加する資格を有しない。
- 3 賛助会員は、機関誌等の配布を受けることはできるが、学術集会等において発表することはできない。賛助会員は、総会の決議に参加する資格を有しない。

(入会・退会)

第7条

- 1 正会員、学生会員または賛助会員として入会を希望する者（団体）は、本会細則に定める手続によって申し込むものとする。
- 2 入会の可否は、理事会がこれを審査し、理事長がこれを決定する。
- 3 会員は、退会届を事務局に提出して、退会することができる。

(会費)

第8条

- 1 会費は、細則に定めるところによる。
- 2 会費は、前納とする。
- 3 既納の会費は返却しない。

(異動、退会および除名)

第9条

- 1 会員が転居その他の異動を生じた場合、あるいは退会を希望する場合は、本会にすみやかに届け出るものとする。
- 2 会員が死亡したときまたは会費を連続して2年以上滞納した者は、退会とみなす。
- 3 本会の運営を妨げ、または本会の名誉を著しく損なう行為があった場合は、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

## 第4章：役員

(役員構成)

第10条 本会に次の役員を置く。

- 1 理事：6名、うち各1名を理事長、副理事長、事務局長とする。
- 2 監事：2名、監事は理事を兼ねることはできない。

(役員選任)

第11条

- 1 理事及び監事は正会員の互選により選出する。選出方法は本会細則による。
- 2 理事長、副理事長、事務局長は理事の互選により選出し、総会によって承認する。

(役員職務、権限)

第12条

- 1 理事長は本会を代表し、会務を掌理する。理事長に事故があるときは、副理事長がその職務を代行する。
- 2 理事は、理事会を構成し、渉外、学術研究、広報、庶務、財務等の会務を運営する。
- 3 事務局長は、庶務、財務の会務を遂行する。
- 4 監事は本会の会計及び事業を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は次の通りとする。

- 1 役員任期は3年とし、再任を妨げない。
- 2 役員任期は、選任されたときから、任期に対応する年次の終了のときまでとする。
- 3 本項第1号及び第2号の定めにかかわらず、任期途中で辞任を認め、または新たな役員を選任することができる。任期途中で選任された役員任期は、当期の残期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了により退任した後においても、本条第1項に定める員数が欠けた場合には、新たに選任された役員が就任するまで、その職務を行わなければならない。
- 5 正会員の身分を喪失した役員は、役員任期も自動的に解除される。

(役員罷免)

第14条 役員が本会の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為を行った場合は、理事会の議決を経てその役員を罷免し、相当な期間を定めて役員の就任資格を停止する。当該役員が理事である場合は、理事会の当該罷免議決に加わることはできない。

(大会長)

第15条

- 1 本会に大会長1名、次期大会長1名を置く。
- 2 大会長は、総会および学術集会に関する職務を行う。
- 3 次期大会長は、次年度の総会および学術集会の準備に関する職務を行う。
- 4 大会長、次期大会長は理事会により推薦され、総会で承認される。
- 5 大会長および次期大会長は必要に応じて理事会に出席することができる。

## 第5章：会議

(総会)

第16条

- 1 本会の正会員をもって構成する総会を開催する。
- 2 通常総会は、年1回、理事会の議を経て理事長が招集する。
- 3 通常総会においては、大会長を議長とし、事業、予算および決算の承認、ならびに本会の運営に関する重要事項の決定を行う。
- 4 臨時総会は、必要に応じて理事会の発議または正会員の10分の1以上の発議により開催される。この場合の議長は理事長とする。
- 5 正会員が総会に出席できない場合は、他の正会員に表決権を委任することができる。
- 6 総会は構成員の1/2以上の出席をもって成立する。前項の表決権の委任は出席と認める。ただし定足数に満たない総会は仮総会とする。
- 7 議事は出席会員の過半数の賛成をもって決定する。
- 8 仮総会の場合には、その議決事項を正会員に通知し、通知日より30日以内に正会員の1/3以上から反対がないときは議決成立とすることができる。
- 9 役員は、特別の事情がある場合には電子媒体による総会を開催することができる。
- 10 役員が必要と認めたときは、会員以外の者をオブザーバーとして総会に出席させることができる。

(役員会)

第17条

- 1 総会の議決を要しない会務に関する事項を議決するために、理事会を設置する。
- 2 理事会は理事長がこれを招集する。
- 3 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ議決することができない。委任状は出席とみなす。
- 4 理事会の議事は出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(委員会およびワーキンググループ)

第16条 本会の目的を達成するため、本会細則の手続によって、下部組織として委員会およびワーキンググループを設置することができる。

## 第6章：会計

(会計、会計年度および事業年度)

第18条

- 1 本会は、会費、寄付金、協賛金、補助金及びその他の収入によって運営する。
- 2 本会は、賛同する個人または団体から協賛金または寄付を受けることができる。
- 3 本会の会計年度および事業年度は毎年10月1日より翌年9月30日までとする。

(予算および決算)

第19条

- 1 予算は、理事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。
- 2 決算は、理事会の審議および監事による監査を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第7章：規約の改正

第20条 本会会則の改正は理事会の議決または10分の1以上の正会員の発議により提案され、総会の議決を経なければならない。

第21条 本会細則は、理事会の決議を経て変更することができる。

(附則)

本規約は、2013年9月21日より施行する。

本会会則は平成 27 年 8 月 29 日に改正し、同日から施行する。